

高知県公報

発行
 高知県
 高知市丸ノ内
 一丁目2番20号
発行日
 毎週2回
 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示 ページ

○共同漁業及び区画漁業の免許 (漁業管理課) 1

告 示

高知県告示第544号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり共同漁業及び区画漁業を平成25年9月1日に免許した。

平成25年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

◎共同漁業権（第一種）（5件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
内共第101号	吾川郡いの町4055番地5 仁淀川漁業協同組合 代表理事 麻岡 博	平成25年5月高知県告示第373号の通り	なし	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
内共第102号	須崎市西町一丁目14番2号 新荘川漁業協同組合 代表理事 森 勲	〃	〃	〃

内共第103号	四万十市鍋島1044番地1 四万十川下流漁業協同組合 代表理事 沖 階吉	〃	〃	〃
内共第104号	宿毛市橋上町橋上ヲカハタケ1038番地1 松田川漁業協同組合 代表理事 篠原 充廣	〃	〃	〃
内共第105号	四万十市中村四万十町25番地 四万十川中央漁業協同組合 代表理事 岡山 静夫 四万十市鍋島1044番地1 四万十川下流漁業協同組合 代表理事 沖 階吉	〃	〃	〃

◎共同漁業権（第五種）（17件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
内共第501号	安芸郡東洋町野根丙1428番地1 野根川漁業協同組合 代表理事 前川 泰男	平成25年5月高知県告示第373号の	火光その他の照明を利用する網（網口の周囲が1メートル以下のすくい網を除く。以下同じ。）、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、ま	平成25年9月1日から平成35年8月

		とおり	き刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。	31日まで
内共第502号	室戸市吉良川町乙1937番地 吉良川淡水漁業協同組合 代表理事 田原 達彦	〃	〃	〃
内共第503号	室戸市羽根町甲877番地 羽根川淡水漁業協同組合 代表理事 大石 勝	〃	〃	〃
内共第504号	安芸郡奈半利町ナカズ後乙1419番地10 奈半利川淡水漁業協同組合 代表理事 岩内 久実	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、う飼漁法による採捕は3件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は24件以内、建網による採捕は38件以内、瀬張網による採捕は4件以内の範囲で行うことができる。	〃
内共第505号	安芸郡馬路村魚梁瀬10番地8 魚梁瀬淡水漁業	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、	〃

	協同組合 代表 理事 萩野 泰 久		張網、瀬張網、建 網、まき刺網、上 り落しうえ、う飼 漁法及びしめなわ 漁法による採捕 は、行うことが できない。		
内共第 506号	安芸郡安田町西島 372番地 安田川漁業協同 組合 代表理事 吉川 照彦	〃	火光その他の照明 を利用する網、ま き網、地びき網、 張網、瀬張網、建 網、まき刺網、上 り落しうえ、う飼 漁法及びしめなわ 漁法による採捕 は、行うことが できない。ただし、 あゆ漁業にあって は、う飼漁法によ る採捕は2件以 内、火光その他の 照明を利用する網 による採捕は5件 以内、瀬張網によ る採捕は3件以 内の範囲で行うこ とができる。	〃	火光その他の照明 を利用する網、ま き網、地びき網、 張網、瀬張網、建 網、まき刺網、上 り落しうえ、う飼 漁法及びしめなわ 漁法による採捕 は、行うことが できない。ただし、 あゆ漁業にあって は、建網による採 捕は、50件以内 の範囲で行うこ とができる。
内共第 507号	安芸市川北甲943 番地10 芸陽漁業協同組 合 代表理事 樋口 清允	〃	火光その他の照明 を利用する網、ま き網、地びき網、 張網、瀬張網、建 網、まき刺網、上 り落しうえ、う飼 漁法及びしめなわ 漁法による採捕 は、行うことが できない。	〃	火光その他の照明 を利用する網、ま き網、地びき網、 張網、瀬張網、建 網、まき刺網、上 り落しうえ、う飼 漁法及びしめなわ 漁法による採捕 は、行うことが できない。ただし、 火光その他の照 明を利用する網 による採捕は40件 以内、建網による 採捕は65件以内、 瀬張網による採捕 は23件以内の範囲 で行うことができ る。
内共第 508号	安芸市赤野乙44番 地 赤野川漁業協同 組合 代表理事 野町 章	〃	〃	〃	火光その他の照明 を利用する網、ま き網、地びき網、 張網、瀬張網、建 網、まき刺網、上 り落しうえ、う飼 漁法及びしめなわ 漁法による採捕 は、行うことが できない。ただし、 あゆ漁業にあって は、う飼漁法によ る採捕は6件以 内、火光その他の 照明を利用する網 による採捕は100 件以内、瀬張網に
内共第 509号	香美市土佐山田町 山田1865番地 物部川漁業協同 組合 代表理事 山本 幹男	〃	〃	〃	〃
内共第 510号	長岡郡本山町本山 530番地 嶺北漁業協同組 合 代表理事 杉本 嘉彦	〃	〃	〃	〃
内共第 511号	吾川郡いの町戸中 81番地4 いの町本川漁業 協同組合 代表 理事 石川 信 博	〃	〃	〃	〃
内共第 512号	高知市鏡川町カツ ラ原104番地2 地 先 鏡川漁業協同組 合 代表理事 高橋 徹	〃	〃	〃	〃
内共第 513号	吾川郡いの町4055 番地5 仁淀川漁業協同 組合 代表理事 麻岡 博	〃	〃	〃	〃

			よる採捕は14件以内、まき網による採捕は3件以内（高岡郡越知町野老山発電用えん堤から下流を操業区域とするものとする。）の範囲で行うことができる。	
内共第514号	須崎市西町一丁目14番2号 新莊川漁業協同組合 代表理事 森 勲	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。	〃
内共第515号	高岡郡四万十町榑山町7番12号 四万十川上流淡水漁業協同組合 代表理事 池 田 十三生	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、火光その他の照明を利用する建網による採捕は58件以内、瀬張網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。	〃
内共第516号	四万十市不破申田山1778番地2 四万十川漁業協同組合連合会 代表理事 土居	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上	〃
	武夫		り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては火光その他の照明を利用する建網による採捕は435件以内、地びき網による採捕は6件以内、まき刺網による採捕は3件以内、しめなわ漁法による採捕は45件以内の範囲で、こい漁業にあつては建網による採捕は50件以内、まき刺網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。	
内共第517号	宿毛市橋上町橋上ヲカハタケ1038番地1 松田川漁業協同組合 代表理事 篠原 充廣	〃	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては火光その他の照明を利用する建網による採捕は42件以内の範囲で、こい漁業にあつては建網による採捕は3件以内の範囲で行うことができる。	〃

◎区画漁業権（第一種 藻類）（4件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
内区第101号	四万十市鍋島1044番地1 四万十川下流漁業協同組合 代表理事 沖 階 吉	平成25年5月高知県告示第373号のとおり	なし	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
内区第102号	〃	〃	〃	〃
内区第103号	〃	〃	〃	〃
内区第104号	〃	〃	〃	〃